

評価手順書

1 総合評価落札方式（簡易型）による落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法としては、加算方式とする。

① 評価値の算出方式

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

② 技術評価点及び価格評価点の配点

・技術評価点の配点を 63 点、価格評価点の配分点を 60 点とする。

③ 評価点の算出方式

各入札者の価格評価点は、以下の計算式により算出する。

$$\text{価格評価点} = 60 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

技術評価点は、以下の計算式により算出する。

$$\text{技術評価点} = 63 \text{ 点} \times \frac{\text{技術評価の得点合計点}}{\text{技術評価の配点合計点}}$$

2 総合評価落札方式（簡易型）における技術評価

入札参加者により提出された技術資料について評価する。以下に、評価基準及び配点・評価のウェイトを示す。

評価基準及び得点配分

評価項目	評価の着目点					配点／ 評価のウェイト	
	判断基準					小計	
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	建築	2	10	
				構造	1		
				電気	1		
				機械	1		
			担当技術者	建築	2		
				構造	1		
				電気	1		
				機械	1		
技術力	平成28年4月以降の同種又は類似業務の実績(実績の有無及び件数、携わった立場) 評価対象とする各分担業務分野の主任担当技術者数 建築分野：1人 構造分野：1人 電気分野：1人 機械分野：1人	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		3	13	
			主任担当技術者	建築	2		
				構造	1		
				電気	1		
				機械	1		
			担当技術者	建築	2		
				構造	1		
				電気	1		
				機械	1		
	令和3年4月以降に担当した官公庁発注設計業務の成績評価(複数の実績がある場合は評価点の平均)	以下の順で評価する。 ①75点以上の実績がある。(加点) ②①、④以外の実績がある。(加点) ③実績が無い(0点) ④65点未満の実績がある。(減点)	管理技術者		2	7	
			主任担当技術者	建築	2		
				構造	1		
				電気	1		
				機械	1		

ワーク・ライフ・バランスに関する事項	女性活躍推進法に基づく認定等	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業） ・行動計画（＊２） 0.6点 ・えるぼし1段階目（＊１） 1.2点 ・えるぼし2段階目（＊１） 1.8点 ・えるぼし3段階目 2.4点 ・プラチナえるぼし 3.0点	3	3
		次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） ・行動計画（令和7年4月1日以後の基準） 0.6点 ・くるみん（平成29年3月31日までの基準） 1.2点 ・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） 1.8点 ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） 1.8点 ・トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準） 1.8点 ・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） 1.8点 ・くるみん（令和7年4月1日以後の基準） 2.4点 ・プラチナくるみん 3.0点 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定 2.4点 ※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う		
賃金引上げの促進に関する事項	賃金引上げの促進状況により加算 ・【中小企業等の場合】は給与総額を1.5%以上増加		5	5
業務実施方針及び手法	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	10	25
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	15	
合計				63